

平成27年8月31日

第7回倉吉市議会定例会議案

倉吉市

平成27年 9月第7回 倉吉市議会定例会会期

8月31日	(月曜日)	本	会	議
9月1日	(火曜日)	本	会	議
9月2日	(水曜日)	本	会	議
9月3日	(木曜日)	本	会	議
9月4日	(金曜日)	予	備	日
9月5日	(土曜日)	休		会
9月6日	(日曜日)	休		会
9月7日	(月曜日)	本	会	議
9月8日	(火曜日)	本	会	議
9月9日	(水曜日)	予	備	日
9月10日	(木曜日)	委	員	会
9月11日	(金曜日)	委	員	会
9月12日	(土曜日)	休		会
9月13日	(日曜日)	休		会
9月14日	(月曜日)	委	員	会
9月15日	(火曜日)	委	員	会
9月16日	(水曜日)	委	員	会
9月17日	(木曜日)	委	員	会
9月18日	(金曜日)	予	備	日
9月19日	(土曜日)	休		会
9月20日	(日曜日)	休		会
9月21日	(月曜日)	休		会
9月22日	(火曜日)	休		会
9月23日	(水曜日)	休		会
9月24日	(木曜日)	議	事	整
9月25日	(金曜日)	本	会	議

報 告

平成27年9月第7回倉吉市議会定例会に、地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

平成27年 8月31日

倉吉市議会議長 由 田 隆

記

市 長	石 田 耕太郎	水 道 局 長	池 田 弘 之
副 市 長	山 崎 昌 徳	監査委員事務局 長兼選挙管理委 員会事務局長	和 泉 博 伸
教 育 長	福 井 伸一郎	農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤 原 勝 則
代表監査委員	松 井 幹 雄	教 育 委 員 会 事 務 局 長	向 井 正
総 務 部 長	矢 吹 房 生	総務部総務課長	向 井 一 博
企画振興部長	岩 本 善 文	会 計 管 理 者	眞 壁 昭 夫
福祉保健部長	涌 嶋 祐 二		
産業環境部長	田 中 規 靖		
建 設 部 長	石 賀 祐 二		

目 次

報告第 2 号	平成 2 6 年度倉吉市健全化判断比率及び平成 2 6 年度倉吉市資金不足比率について……………	1	
報告第 3 号	議会の委任による専決処分について（工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（成徳小学校仮設校舎建設（建築主体）工事） ……	3	
報告第 4 号	議会の委任による専決処分について（損害賠償の額の決定について） ……	5	
認定第 1 号	平成 2 6 年度倉吉市一般会計歳入歳出決算の認定について	}	別冊
認定第 2 号	平成 2 6 年度倉吉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第 3 号	平成 2 6 年度倉吉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第 4 号	平成 2 6 年度倉吉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第 5 号	平成 2 6 年度倉吉市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第 6 号	平成 2 6 年度倉吉市温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第 7 号	平成 2 6 年度倉吉市住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第 8 号	平成 2 6 年度倉吉市高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第 9 号	平成 2 6 年度倉吉市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第 1 0 号	平成 2 6 年度倉吉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第 1 1 号	平成 2 6 年度倉吉市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第 1 2 号	平成 2 6 年度倉吉市集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第 1 3 号	平成 2 6 年度倉吉市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第 1 4 号	平成 2 6 年度倉吉市高城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第 1 5 号	平成 2 6 年度倉吉市小鴨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第 1 6 号	平成 2 6 年度倉吉市北谷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第 1 7 号	平成 2 6 年度倉吉市上北条財産区特別会計歳入歳出決算の認定について		
議案第 6 3 号	平成 2 6 年度倉吉市水道事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について		別冊
議案第 6 4 号	平成 2 7 年度倉吉市一般会計補正予算（第 4 号）	}	別冊
議案第 6 5 号	平成 2 7 年度倉吉市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）		
議案第 6 6 号	平成 2 7 年度倉吉市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 1 号）		
議案第 6 7 号	倉吉市個人情報保護条例の一部改正について……………	7	
議案第 6 8 号	倉吉市手数料条例の一部改正について……………	1 5	
議案第 6 9 号	倉吉市特別医療費助成条例の一部改正について……………	1 8	
議案第 7 0 号	倉吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について……………	2 8	
議案第 7 1 号	倉吉市立小学校及び中学校設置条例及び倉吉市公民館条例の一部改正について……………	3 0	
議案第 7 2 号	財産の処分について……………	3 2	
議案第 7 3 号	功労表彰について……………	3 3	

陳情第 1 2 号	憲法第 9 条を反故にする「集団的自衛権行使容認」の閣議決定の撤回を求め、 「安全保障関連法案」に反対する意見書提出について……………	陳 1
陳情第 1 3 号	少人数学級の推進と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための意 見書提出について……………	陳 5
陳情第 1 4 号	小鴨小学校増築に伴う工事設計図（案）の変更と敷地の拡張について……………	陳 8
陳情第 1 5 号	外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書提出について……………	陳 1 1

報告第2号

平成26年度倉吉市健全化判断比率及び平成26年度倉吉市資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により健全化判断比率を、同法第22条第1項の規定により資金不足比率を本市議会に報告する。

平成27年8月31日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

平成26年度倉吉市健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	(-2.27)	(-8.85)	13.6	125.5
早期健全化基準	12.85	17.85	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	/

※実質収支または連結実質収支が黒字である場合は、「実質赤字比率」または「連結実質赤字比率」は「-」で表示となる。

※()内は、実質黒字または連結実質黒字の比率を負の値で表示したものの。

平成26年度倉吉市資金不足比率

(単位：%)

	水道事業	簡易水道事業	下水道事業	集落排水事業	温泉配湯事業	国民宿舎事業
資金不足比率	-	-	-	-	-	-
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0

※資金不足が生じない場合は、「資金不足比率」は「-」で表示となる。

報告第3号

議会の委任による専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同法同条第2項の規定により、これを本市議会に報告する。

平成27年8月31日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

専決第4号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成27年5月13日市議会の議決を経た成徳小学校仮設校舎建設（建築主体）工事に係る「工事請負契約の締結について」（平成27年議案第51号）の一部を変更することについて、次のとおり専決処分する。

平成27年7月15日

倉吉市長 石田 耕太郎

「工事請負契約の締結について」の

5 契約金額

「160,056,000円」を

「160,984,800円」に改める。

報告第4号

議会の委任による専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同法同条第2項の規定により、これを本市議会に報告する。

平成27年8月31日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

専決第5号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

平成27年7月17日

倉吉市長 石田 耕太郎

- 1 損害賠償額 270,335円
- 2 相手方 倉吉市 個人
- 3 事故の概要
 - (1) 事故発生年月日 平成27年6月13日
 - (2) 事故発生場所 倉吉市国分寺 倉吉市立社保育園前駐車場
 - (3) 事故状況 市職員及び保護者が社保育園敷地内及びその周辺を奉仕作業中、草刈機により小石が飛散し、社保育園横駐車場に駐車中の相手方車両に当たったため、バックドアガラス等が破損し、相手方の車両に損害を与えた。
- 4 事故処理方法 示談による処理

議案第67号

倉吉市個人情報保護条例の一部改正について

次のとおり倉吉市個人情報保護条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年8月31日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市個人情報保護条例の一部を改正する条例

倉吉市個人情報保護条例（平成17年倉吉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 実施機関における個人情報の取扱い（第6条—第13条）</p> <p>第3章 開示、訂正及び利用停止</p> <p>第1節 開示（第14条—第25条）</p> <p>第2節 訂正（第26条—<u>第31条の2</u>）</p> <p>第3節 利用停止（第32条—第36条）</p> <p>第4節 不服申立て（第37条—第39条）</p> <p>第4章 雑則（第40条—第44条）</p> <p>第5章 罰則（第45条—第48条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p><u>（3） 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>（4） 略</u></p> <p><u>（5） 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。</u></p> <p><u>（6） 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定による記録に記録された特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>（7） 略</u></p> <p><u>（8） 略</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 実施機関における個人情報の取扱い（第6条—第13条）</p> <p>第3章 開示、訂正及び利用停止</p> <p>第1節 開示（第14条—第25条）</p> <p>第2節 訂正（第26条—<u>第31条</u>）</p> <p>第3節 利用停止（第32条—第36条）</p> <p>第4節 不服申立て（第37条—第39条）</p> <p>第4章 雑則（第40条—第44条）</p> <p>第5章 罰則（第45条—第48条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p><u>（3） 略</u></p> <p><u>（4） 略</u></p> <p><u>（5） 略</u></p>

(9) 略

(収集の制限)

第6条 実施機関は、個人情報収集するときは、その利用の目的（以下「利用目的」という。）を明確にし、当該利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 実施機関は、個人情報収集するときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(5) 略

(6) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人から収集する場合で、事務の遂行上やむを得ず、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(7)及び(8) 略

3 略

(利用及び提供の制限)

第7条 実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は当該実施機関以外のものに提供（以下「目的外利用等」という。）してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

(3)～(7) 略

(保有特定個人情報の利用の制限)

第7条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的に保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を自ら利用することができる。

(特定個人情報の提供の制限)

第7条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(個人情報ファイルの保有等に関する届出)

第13条 実施機関は、新たに個人情報ファイルを保

(6) 略

(収集の制限)

第6条 実施機関は、個人情報収集するときは、その収集目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 実施機関は、個人情報収集するときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(5) 略

(6) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人から取得する場合で、事務の遂行上やむを得ず、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(7)及び(8) 略

3 略

(利用及び提供の制限)

第7条 実施機関は、保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用し、又は当該実施機関以外のものに提供（以下「目的外利用等」という。）してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(3)～(7) 略

(個人情報ファイルの保有等に関する届出)

第13条 実施機関は、新たに個人情報ファイルを保

有しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

(1)～(6) 略

(7) その他実施機関が定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては適用しない。

(1)～(4) 略

(5) 本人の数が実施機関が定める数に満たない個人情報ファイル

3及び4 略

(開示請求)

第14条 略

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下この節から第3節までにおいて同じ。)は、本人に代わって前項の規定による開示請求をすることができる。

(開示請求の手続)

第15条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) その他実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を証明するために必要な書類を実施機関に提示し、又は提出しなければならない。

3 略

(保有個人情報の開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 略

(2) 開示請求者(未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求する場合にあっては、当該本人をいう。次号及び次条第2項並びに第23条第1項において同じ。)以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人が識別され若し

有しようとするときは、あらかじめ次の事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

(1)～(6) 略

(7) その他規則で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては適用しない。

(1)～(4) 略

(5) 本人の数が規則で定める数に満たない個人情報ファイル

3及び4 略

(開示請求)

第14条 略

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示請求をすることができる。

(開示請求の手続)

第15条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) その他規則で定める事項

2 開示請求をしようとする者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を証明するために必要な書類を実施機関に提示し、又は提出しなければならない。

3 略

(保有個人情報の開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 略

(2) 開示請求者(未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求する場合にあっては、当該本人をいう。次号及び次条第2項並びに第23条第1項において同じ。)以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人が識別され若し

くは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ 略

(3)～(6) 略

(開示請求に対する措置)

第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（第15条第3項の補正が正当な理由なく行われないうとき、前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示請求に係る事案の移送)

第22条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が他の実施機関から提供されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2及び3 略

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第23条 略

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)及び(2) 略

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、当該決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに当該意見書（第37条及び第38条において「反対意見書」とい

しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ 略

(3)～(6) 略

(開示請求に対する措置)

第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（第15条第3項の補正が正当な理由なく行われないうとき、前条の規定により開示請求を拒否するとき）及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示請求に係る事案の移送)

第22条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報（提供されたものであるとき、）が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2及び3 略

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第23条 略

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)及び(2) 略

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、当該決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに当該意見書（第37条、第38条において「反対意見書」とい

う。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第24条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図面に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報に開示しない部分があるとき、当該保有個人情報が記録されている文書又は図面の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 略

(開示請求の手續等の特例)

第24条の2 実施機関があらかじめ定める個人情報に係る開示請求は、第15条第1項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

2 実施機関は、前項の規定による開示請求があつたときは、第20条の規定にかかわらず、当該実施機関が別に定めるところにより、保有個人情報を開示するものとする。

(費用負担)

第25条 略

2 略

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、保有特定個人情報の写しの作成及び送付に要する費用を減額し、又は免除することができる。

(訂正請求の手續)

第27条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) その他実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、実施機関が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を証明するために必要な書類を実施機関に提示し、又は提出しなければならない。

3 略

(訂正請求に係る事案の移送)

う。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第24条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図面に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報に開示しない部分があるとき、当該保有個人情報が記録されている文書又は図面の保存に支障を生じるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 略

(開示請求の手續等の特例)

第24条の2 実施機関があらかじめ定める個人情報の開示請求は、第15条第1項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

2 実施機関は、前項の規定による開示請求があつたときは、第20条の規定にかかわらず、当該実施機関が別に定めるところにより、個人情報を開示するものとする。

(費用負担)

第25条 略

2 略

(訂正請求の手續)

第27条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) その他規則で定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、規則で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を証明するために必要な書類を実施機関に提示し、又は提出しなければならない。

3 略

(訂正請求に係る事案の移送)

第31条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が第22条第3項の規定に基づく開示に係るものであるときその他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2及び3 略

（保有個人情報の提供先への通知）

第31条の2 実施機関は、第29条第1項の規定により保有個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

（利用停止の請求）

第32条 何人も、第24条第1項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 第6条の規定に違反して収集されたものであるとき、第7条並びに第7条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第7条又は番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2及び3 略

（利用停止請求の手続）

第33条 略

2 利用停止請求をしようとする者は、実施機関が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を

第31条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報
が第22条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2及び3 略

（利用停止の請求）

第32条 何人も、第24条第1項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報
が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 第6条の規定に違反して収集されたものであるとき、又は第7条の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第7条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2及び3 略

（利用停止請求の手続）

第33条 略

2 利用停止請求をしようとする者は、規則で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を証明

<p>証明するために必要な書類を実施機関に提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>第45条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第11条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者の管理する施設の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第7号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p>	<p>するために必要な書類を実施機関に提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>第45条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第11条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者の管理する施設の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第4号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p>
---	---

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条に第6号を加える改正並びに第7条の2第2項、第22条、第31条、第31条の2及び第32条の改正（情報提供等記録に関する部分に限る。）は、番号法附則第1条第5号に規定する政令で定める日から施行する。

議案第68号

倉吉市手数料条例の一部改正について

次のとおり倉吉市手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年8月31日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 倉吉市手数料条例（平成12年倉吉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
	事務	名称	手数料の額		事務	名称	手数料の額
1～10 略				1～10 略			
11	住民基本台帳法第12条第1項又は同法第12条の3第1項、第2項若しくは第8項の規定に基づく住民票記載事項の証明	住民票記載事項証明手数料	1件につき 300円	11	住民基本台帳法第12条第1項又は同法第12条の3第1項、第2項若しくは第8項の規定に基づく住民票記載事項の証明	住民票記載事項証明手数料	1件につき 300円
11	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第3項に規定する通知カードの再交付（通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）	通知カードの再交付手数料	1枚につき 500円				
11	略			11	略		
3				2			
12～37 略				12～37 略			

第2条 倉吉市手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
	事務	名称	手数料の額		事務	名称	手数料の額
1～11 略				1～11 略			

11 の 2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。以下「 <u>番号法総務省令</u> 」という。）第11条第3項に規定する通知カードの再交付（通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）	通知カードの再交付手数料	1枚につき 500円	11 の 2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第3項に規定する通知カードの再交付（通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）	通知カードの再交付手数料	1枚につき 500円
11 の 3	番号法総務省令第28条第1項に規定する個人番号カードの再交付（個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）	個人番号カードの再交付手数料	1枚につき 800円	11 の 3	住民基本台帳法第30条の44第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付又は住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の18第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの再交付	住民基本台帳カードの交付又は再交付手数料	1枚につき 500円
12～37 略				12～37 略			

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年1月1日から施行する。

議案第69号

倉吉市特別医療費助成条例の一部改正について

次のとおり倉吉市特別医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年8月31日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市特別医療費助成条例の一部を改正する条例

倉吉市特別医療費助成条例（昭和48年倉吉市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「削除条項」という。）を削り、同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中太線で囲まれた表を削り、次の表の改正後の欄中太線で囲まれた表を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「医療費受給者」とは、別表に掲げる者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（以下「支援給付」という。）を受けている者並びに同表第7号から第9号までに掲げる者で高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第64条の規定による療養の給付を受ける者及び次項第1号から第6号までに規定する法律の規定による高齢受給者証を交付されている者を除く。以下同じ。）であつて次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項又は第2項の規定により、同項に規定する他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされる者及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項の規定により、同項に規定する他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされる者を除く。）</p> <p>(2) 国民健康保険法第116条及び第116条の2第1項又は第2項の規定により、市が行う国民健康保険の被保険者とされる者</p> <p>(3) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(助成)</p> <p>第3条 市は、医療費受給者の医療に要する費用のうち、社会保険各法その他の法令（介護保険法及びこれに基づく命令を除く。以下この項において「社会保険各法等」という。）の規定により被保険者等が負担することとなる費用（社会保険各法に規定する附加給付金として支給される給付金があるときは、当該給付金の額に相当する額を控除するものとし、入院時の生活療養に係る費用及び</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「医療費受給者」とは、別表に掲げる者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（以下「支援給付」という。）を含む。以下同じ。）を受けている者並びに同表第7号から第9号までに掲げる者で高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第64条の規定による療養の給付を受けるもの及び次項第1号から第6号までに規定する法律の規定による高齢受給者証を交付されているものを除く。以下同じ。）であつて次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項の規定により、同項に規定する他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされる者及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項の規定により、同項に規定する他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされる者を除く。）</p> <p>(2) 国民健康保険法第116条の2第1項又は第2項の規定により、市が行う国民健康保険の被保険者とされる者</p> <p>(3) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(助成)</p> <p>第3条 市は、医療費受給者の療養又は医療に要する費用のうち、社会保険各法その他の法令（介護保険法及びこれに基づく命令を除く。以下この項において「社会保険各法等」という。）の規定により被保険者等が負担することとなる費用（社会保険各法に規定する附加給付金として支給される給付金があるときは、当該給付金の額に相当する額を控除するものとし、入院時の生活療養に係る</p>

入院時の食事療養に係る費用並びに社会保険各法等以外の要綱、要領等の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われる場合にあつては、当該給付の額に相当する額を除く。以下「医療費」という。）について助成するものとする。

2 前項の規定による助成の額は、次のとおりとする。

(1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第22項に規定する自立支援医療（以下「自立支援医療」という。）の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者（以下「自立支援医療未申請者」という。）を除く。）にあつては、医療費の全額

ア その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が当該医療を受ける日の属する年度（当該医療を受ける日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課せられていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有していない者を除く。次号において「市町村民税世帯非課税者」という。）

イ 境界層該当者（生活保護法による保護又は支援給付を必要とする状態にある者であつて、社会保険各法、介護保険法その他の法令の規定による被保険者等負担金、介護保険料等の軽減措置を適用したならば生活保護法による保護又は支援給付を必要としない状態となるもののうち、当該者に該当することを証する書類を福祉事務所長から交付されたものをいう。次号において同じ。）

費用及び入院時の食事療養に係る費用並びに社会保険各法等以外の要綱、要領等の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われる場合にあつては、当該給付の額に相当する額を除く。以下「医療費」という。）について助成するものとする。

2 前項の規定による助成の額は、次のとおりとする。

(1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第22項に規定する自立支援医療の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者（以下「自立支援医療未申請者」という。）を除く。）にあつては、医療費の全額

ア その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が当該療養又は医療を受ける日の属する年度（当該療養又は医療を受ける日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下この項、次項及び第7項において同じ。）が課せられていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有していない者を除く。第7項において同じ。）であるもの（次号において「市町村民税世帯非課税者」という。）

イ 境界層該当者（生活保護法第6条第2項に規定する要保護者（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第6条第2項の規定による現に支援給付を受けているとないにもかかわらず、支援給付を必要とする状態にある者を含む。）であつて、社会保険各法その他の法令の規定による医療給付に係る自己負担、食事の提供若しくは居住等に要する費用の自己負担、福祉サービスその他のサービスに係る利用者負担又は介護保険の保険料についての軽減措置を適用したならば保護を必要としない状態となるもののうち、当該者に該当する旨の証明書（社会保険各法の規定による場合にあつては、当該者に該当することが記載された保護申請却下通知書又は保護廃止決定通知書（支援給付の場合にあつては、これらに準ずる書類））を福祉事務所長か

(2)及び(3) 略

(4) 別表第7号に掲げる者にあつては、医療費（障害者総合支援法第58条第1項に規定する指定自立支援医療に要する費用に限る。）から一部負担金の額に相当する額を控除した額

(5) 略

ら交付されたものをいう。）

(2)及び(3) 略

(4) 別表第7号に掲げる者にあつては、医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第1項に規定する指定自立支援医療に要する費用に限る。）から一部負担金の額に相当する額を控除した額

(5) 略

3 前項第2号の一部負担金の額は、健康保険法第63条第1項第1号から第5号までに掲げる給付を受けた場合にあつては同条第3項第1号に規定する保険医療機関（以下「保険医療機関」という。）ごとに、同法第88条第1項の訪問看護療養費の給付を受けた場合にあつては同項に規定する訪問看護事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）ごとに、それぞれ1月につき同法第76条第2項及び第3項又は同法第88条第4項の規定により算定された額に100分の10を乗じて得た額（その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額）とし、当該額が次の表の対象者の区分に応じ同表の月額負担上限額の欄に定める額を超える場合にあつては当該月額負担上限額とする。この場合において、医療を受けた者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第35条第1号に規定する高額治療継続者に該当するときは、当該者の支給認定を受けた自立支援医療の種類に係るものの一部負担金の額は、0円とする。

対象者	月額負担上限額	
	入院の場合	入院以外の場合
ア 市町村民税が課せられていない者	5,000円	1,000円
イ ア以外の者	10,000円	2,000円

4 第2項第3号から第5号までの一部負担金の額は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 健康保険法第63条第1項第1号から第4号までに掲げる給付（同項第5号に掲げる給付に伴うものを除く。） 保険医療機関ごとに1日につき530円

(2) 健康保険法第63条第1項第5号に掲げる給付 保険医療機関ごとに1日につき1,200円

5 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める給付に係る第2項第3号から第5号までの一部負担金の額は、0円とする。

(1) 同一の月に同一の保険医療機関において前

項第1号に掲げる給付を5回以上受けたとき
5回目以降の同号に掲げる給付

(2) 所得が低額であることその他の事情をしん
酌して規則で定める者(第7項の規定の適用を
受ける者を除く。)が同一の月に同一の保険医
療機関において前項第2号に掲げる給付を16日
以上受けたとき 16日目以降の同号に掲げる給
付

6 社会保険各法の規定により健康保険法施行令
(大正15年勅令第243号)第41条第9項に規定する
厚生労働大臣が定める疾病に係る認定を受けてい
る者が、同一の月に同一の保険医療機関において
受けた当該疾病に係る第4項第2号の給付に係る
一部負担金の額は、前2項及び次項の規定にかか
わらず、1月につき1万円(同令第42条第9項第
2号に該当する者にあつては、2万円)を上限と
する。

7 別表第4号及び第5号に掲げる者のうち、国民
年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第
34号)附則第32条第1項の規定によりなお従前の
例によるものとされた同法第1条の規定による改
正前の国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づ
く老齢福祉年金(その全額につき支給が停止され
ているものを除く。)の受給権を有し、かつ、そ
の属する世帯の生計を主として維持する者が当該
療養又は医療を受ける日の属する年度(当該療養
又は医療を受ける日の属する月が4月から6月ま
での場合にあつては、前年度)分の地方税法の規
定による市町村民税が課せられていないもの又は
市町村の条例で定めるところにより当該市町村民
税を免除されたものに該当する場合には、第4項
第2号の一部負担金の額は、同号の規定にかかわ
らず、保険医療機関ごとに1日につき500円とす
る。

8 第4項第1号の一部負担金の額は、療養又は医
療を受ける者が保険医療機関から受けた給付にあ
つては、健康保険法第76条第2項又は第3項の規
定により算定した額に社会保険各法に定める被保
険者負担割合を乗じて得た額(その額に5円未満
の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上
10円未満の端数があるときは、これを10円に切り
上げた額とする。)を上限とする。

9 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う
保険医療機関は、第3項(健康保険法第63条第1
項第1号から第4号までの給付に係る部分に限
る。)、第4項第1号、第5項第1号及び前項の
規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以
外の診療ごとに、それぞれ別個の保険医療機関と
みなす。

(一部負担金)

第3条の2 前条第2項第2号の一部負担金の額は、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関（以下「保険医療機関」という。）又は同法第88条第1項に規定する訪問看護事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）ごとに、それぞれ1月につき、同法第76条第2項及び第3項又は第88条第4項及び第5項の規定により算定された額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第35条第1号に規定する高額治療継続者にあつては、その者が障害者総合支援法第52条の支給認定を受けた自立支援医療の種類に係るものを除く。）に100分の10を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額とする。）とする。

2 前項の一部負担金の額は、保険医療機関又は訪問看護ステーションごとに、それぞれ1月につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額を上限とする。

医療を受ける者の区分	一部負担金上限額	
	健康保険法第63条第1項第5号に掲げる給付（以下「入院給付」という。）の場合	健康保険法第63条第1項第1号から第4号までに掲げる給付（同項第5号に掲げる給付に伴うものを除く。以下「外来給付」という。）又は同法第88条第1項の訪問看護療養費の給付の場合
ア 当該医療を受ける日の属する年度（当該医療を受ける日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除さ	5,000円	1,000円

れた者(当該市町 村民税の賦課期 日において同法 の施行地に住所 を有していない 者を除く。)		
イ ア以外の者	10,000円	2,000円

3 前条第2項第3号から第5号までの一部負担金の額は、保険医療機関ごとに、入院給付にあっては、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第43条第1項第1号ホ又は第2号ハ若しくはニの規定による認定を受けている者その他の規則で定める者（第5項に規定する者を除く。）が、同一の月に同一の保険医療機関において入院給付を16日以上受けたときの16日目以降の入院給付を除き1日につき1,200円、外来給付にあっては、同一の月に同一の保険医療機関において外来給付を5回以上受けたときの5回目以降の外来給付を除き1日につき530円とする。

4 前項の一部負担金の額は、保険医療機関ごとに、外来給付にあっては健康保険法第76条第2項又は第3項の規定により算定した額に社会保険各法に定める被保険者負担割合を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額とする。）を、健康保険法施行令第41条第9項に規定する厚生労働大臣が定める疾病に係る社会保険各法の規定による認定を受けている者が受けた入院給付にあっては1月につき1万円（同令第42条第9項第2号に該当する者にあつては、2万円）を上限とする。

5 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条の規定による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有し、かつ、その属する世帯の生計を主として維持する者で、当該医療を受ける日の属する年度（当該医療を受ける日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないもの又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたもの（当該市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有していない者を除く。）に対する第3項の規定の適用については、同項中「1,200円」とあるのは、「500円」とする。

6 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関は、第1項から第4項までの規定（外来給付に係る部分に限る。）の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療ごとに、それぞれ

れ別個の保険医療機関とみなす。

(助成の方法)

第4条 医療費の助成は、医療を受けた保険医療機関若しくは訪問看護ステーション（別表第1号から第3号までに掲げる者が医療を受けた場合に限る。）又は健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険薬局（以下「医療機関等」という。）に支払うことにより行う。

2 前項の支払いを受けようとする医療機関等は、社会保険各法による医療の給付に関する費用の請求の例により請求するものとする。

3 鳥取県外の医療機関等において医療を受けた場合その他の場合において、被保険者等が医療費を支払ったときにおける当該支払った医療費の助成は、前2項の規定にかかわらず、被保険者等に支払うことにより行う。

4及び5 略

(一部負担金の額に相当する額の支払方法)

第5条 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける被保険者等（第3条第2項第1号に規定する者を除く。）は、医療を受ける際、それぞれ第3条に規定する一部負担金の額に相当する額を、医療機関等（前条第1項に規定する保険薬局を除く。）に支払わなければならない。

(受給資格証の提示)

第7条 医療費受給者（別表第7号から第9号までに掲げる者を除く。）は、医療を受けようとするときは、当該医療を受ける医療機関等に受給資格証を提示しなければならない。

別表（第2条、第3条関係）

1 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）に身体上の障がいの程度が1級又は2級である者として記載されている者であって、前年（当該医療を受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年。次号及び第3号において同じ。）の所得の額（地方税法第32条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）

(助成の方法)

第4条 医療費の助成は、療養又は医療を受けた保険医療機関若しくは訪問看護ステーション（別表第1号から第3号までに掲げる者が療養又は医療を受けた場合に限る。）又は健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険薬局（以下「医療機関等」という。）に支払うことにより行う。

2 前項の支払いを受けようとする医療機関等は、社会保険各法による療養又は医療の給付に関する費用の請求の例により請求するものとする。

3 鳥取県外の医療機関等において療養又は医療を受けた場合その他の場合において、被保険者等が医療費を支払ったときにおける当該支払った医療費の助成は、第1項の規定にかかわらず、被保険者等に支払うことにより行う。

4及び5 略

(一部負担金の額に相当する額の支払方法)

第5条 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける被保険者等（第3条第2項第1号に規定する者を除く。）は、療養又は医療を受ける際、それぞれ第3条に規定する一部負担金の額に相当する額を、医療機関等（前条第1項に規定する保険薬局を除く。）に支払わなければならない。

(受給資格証の提示)

第7条 医療費受給者（別表第7号から第9号までに掲げる者を除く。）は、療養又は医療を受けようとするときは、当該療養又は医療を受ける医療機関等に受給資格証を提示しなければならない。

別表（第2条、第3条関係）

1 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）に身体上の障がいの程度が1級又は2級である者として記載されている者であって、前年の所得（当該療養又は医療を受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年の所得。次号及び第3号において同じ。）の額（規則で定める者にあつては、当該所得の額から規則で定める額を控除した額。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、次の表に定める基準額に満たないもの

<p>第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第6項に規定する条約適用配当等の額の合計額（規則で定める者にあつては、当該合計額から規則で定める額を控除した額）をいう。次号及び第3号において同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に依じて、次の表に定める基準額に満たないもの</p>	
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>2～4 略</p>	<p>2～4 略</p>
<p>5 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある<u>児童</u>を扶養している者のうち前年（当該医療を受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。）の所得について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定により所得税が課せられていないもの（前年の所得について、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第2条第1項及び第84条第1項の規定を適用したならば所得税が課されないものを含む。）</p>	<p>5 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に<u>児童</u>（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を扶養している者のうち前年の<u>所得</u>（当該療養又は医療を受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあつては、前々年の所得）について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定により所得税が課せられていないもの（前年の所得について、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第2条第1項及び第84条第1項の規定を適用したならば所得税が課されないものを含む。）<u>並びにこれらの者が扶養している児童</u></p>
<p>6 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p>	<p>6 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p>
<p>7 障害者総合支援法第54条第1項に規定する自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）の支給認定を受けている者（第3号に掲げる者を除く。）のうち、規則で定めるもの</p>	<p>7 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第1項に規定する自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）の支給認定を受けている者（第3号に掲げる者を除く。）のうち、規則で定めるもの</p>
<p>8～9 略</p>	<p>8～9 略</p>
<p>備考 略</p>	<p>備考 略</p>

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。（経過措置）
- この条例による改正後の倉吉市特別医療費助成条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- この条例の施行の際現に改正前の倉吉市特別医療費助成条例別表第6号の規定に基づく医療費受給者である者で、引き続き新条例別表第6号の規定に該当するものは、施行日に新条例第6条に規定する申請をしたものとみなす。（準備行為）

- 4 医療費受給者に係る新条例第6条の規定による特別医療費受給資格証の申請及び交付その他の手続は、この条例の施行日前においても行うことができる。

議案第70号

倉吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

次のとおり倉吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年8月31日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

倉吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年倉吉市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(職員) 第29条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>(職員) 第29条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師 <u>又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>
<p>(職員) 第31条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>(職員) 第31条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師 <u>又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>
<p>(職員) 第44条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>(職員) 第44条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師 <u>又は看護師</u>を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>
<p>(職員) 第47条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>(職員) 第47条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師 <u>又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第71号

倉吉市立小学校及び中学校設置条例及び倉吉市公民館条例の一部改正について

次のとおり倉吉市立小学校及び中学校設置条例及び倉吉市公民館条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年8月31日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市立小学校及び中学校設置条例及び倉吉市公民館条例の一部を改正する条例

(倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部改正)

第1条 倉吉市立小学校及び中学校設置条例(昭和39年倉吉市条例第22号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前										
<p>(倉吉市立小学校の設置)</p> <p>第2条 倉吉市立小学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		<p>(倉吉市立小学校の設置)</p> <p>第2条 倉吉市立小学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">倉吉市立山守小学校</td> <td style="text-align: center;">倉吉市関金町堀</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		倉吉市立山守小学校	倉吉市関金町堀
名称	位置										
略											
名称	位置										
略											
倉吉市立山守小学校	倉吉市関金町堀										

(倉吉市公民館条例の一部改正)

第2条 倉吉市公民館条例(昭和44年倉吉市条例第13号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前																		
<p>(名称、位置及び主たる対象区域)</p> <p>第2条 公民館の名称、位置及び主たる対象区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 33%; text-align: center;">位置</th> <th style="width: 33%; text-align: center;">主たる対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">倉吉市関金公民館</td> <td style="text-align: center;">倉吉市関金町大鳥居</td> <td style="text-align: center;">関金小学校区</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	主たる対象区域	略			倉吉市関金公民館	倉吉市関金町大鳥居	関金小学校区	<p>(名称、位置及び主たる対象区域)</p> <p>第2条 公民館の名称、位置及び主たる対象区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 33%; text-align: center;">位置</th> <th style="width: 33%; text-align: center;">主たる対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">倉吉市関金公民館</td> <td style="text-align: center;">倉吉市関金町大鳥居</td> <td style="text-align: center;">関金・山守小学校区</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	主たる対象区域	略			倉吉市関金公民館	倉吉市関金町大鳥居	関金・山守小学校区
名称	位置	主たる対象区域																	
略																			
倉吉市関金公民館	倉吉市関金町大鳥居	関金小学校区																	
名称	位置	主たる対象区域																	
略																			
倉吉市関金公民館	倉吉市関金町大鳥居	関金・山守小学校区																	

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第72号

財産の処分について

次のとおり財産を処分することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年8月31日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

1 財産の種類

土地

2 所在地

倉吉市大谷字中尾636番21	倉吉市大谷字中尾636番29
倉吉市大谷字中尾636番22	倉吉市大谷字中尾636番30
倉吉市大谷字中尾636番23	倉吉市大谷字中尾636番31
倉吉市大谷字中尾636番24	倉吉市大谷字中尾636番32
倉吉市大谷字中尾636番25	倉吉市大谷字中尾636番37
倉吉市大谷字中尾636番26	倉吉市大谷字中尾636番38
倉吉市大谷字中尾636番27	倉吉市大谷字中尾636番39
倉吉市大谷字中尾636番28	倉吉市大谷字中尾637番2

3 数量

7,406.89㎡

4 処分価額

92,687,889円

5 処分の相手方

鳥取県倉吉市駄経寺町390番地
株式会社明治製作所
取締役社長 齋木 憲久

6 処分の理由

工場用地

議案第73号

功労表彰について

次のとおり功労表彰を行うことについて、倉吉市表彰条例（昭和57年倉吉市条例第16号）第6条の規定により、本市議会の同意を求める。

平成27年8月31日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

1 第3条第4号の規定による者

倉吉市下福田	中井 正直
東伯郡琴浦町赤碕	木村 啓子
倉吉市関金町泰久寺	竹田 秀紀
倉吉市秋喜	桑名 富雄
倉吉市西倉吉町	大石 一康

2 第3条第5号の規定による者

大阪市天王寺区	廣川 仁
東京都練馬区	大坂 弘道
大阪府寝屋川市	足羽 弘研

陳情第 12 号

憲法第9条を反故にする「集団的自衛権行使容認」の閣議決定の撤回を求め、
「安全保障関連法案」に反対する意見書提出について

- 1 提出者 足羽 佑太
- 2 受理年月日 平成27年 6月22日

別紙のとおり陳情書の提出があった。

平成27年 8月31日

倉吉市議会議長 由 田 隆

平成27年6月22日

倉部 議会議長 様

住所：鳥取県倉吉市新田129
氏名：足羽 佑太



憲法第9条を反故にする「集団的自衛権行使容認」の閣議決定の撤回を求め、
「安全保障関連法案」(別称：戦争法案)に反対する意見書の提出について(陳情)

このことについて、下記のとおり陳情します。

●陳情の趣旨

以下の各項について、国に対して意見書を提出することを求める。

- 2014年7月1日に内閣が行った「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する閣議決定は、集団的自衛権の行使を容認し、海外での自衛隊の武器使用と後方支援の権限を拡大するものであり、日本国憲法の立憲主義理念及び憲法第9条等の定める平和主義、国民主権の基本原則に違反し違憲であるので、これに強く反対し、その撤回を求めること。
- 上記閣議決定の後「安全保障関連法案」が国会審議をなされているが、これも上記と同様に、日本国憲法に違反するものであり、施行しないこと。

●陳情の詳細

第1 本閣議決定の違憲性

安倍内閣は、2014年7月1日、集団的自衛権の行使等を容認する閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」(以下、「本閣議決定」という。)を行った。

集団的自衛権の行使容認は、わが国と密接な関係にある国が攻撃を受けたときに、わが国が武力攻撃をされていないにもかかわらず、他国に対する攻撃を自国に対するものとみなして、実力をもって侵害を阻止すること、すなわち、他国のために戦争をすることを意味し、戦争をしない平和国家としての日本の国の在り方を根本から変えるものである。

1 恒久平和主義の基本原則に反すること

本閣議決定が容認しようとする集団的自衛権の行使は、憲法第9条の許容するところではなく、そのことはこれまでの政府の憲法解釈においても長年にわたって繰り返し確認されてきたことである。本閣議決定は「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」等の文言で集団的自衛権の行使を限定するものとされているが、これらの文言は極めて幅の広い不確定概念であり、時の政府の判断によって恣意的な解釈がされる危険性が極めて大きい。

日本が集団的自衛権を行使すると、日本が他国間の戦争において中立国から、日本国憲法の禁止する交戦権の行使をする交戦国になるとともに、日本国内全ての自衛隊の基地や施設が軍事目標となり、鳥取県でいえば美保基地も例外ではない。軍事目標への攻撃に伴う民間への被害も生じうる。このように、本閣議決定等は、憲法前文の平和的生存権の保障及び第9条の恒久平和主義の基本原則に違反するものである。

2 立憲主義の基本理念に反すること

近代立憲主義は、憲法によって個人の自由・権利を確保するために国家権力を制限することを目的とする、日本国憲法の基本理念である。この内容として重要なのが、国家権力の中でも暴走して個人の自由や権利を侵害する危険性の大きい実力組織(軍)の抑制である。日本国憲法は、憲法前文及び第9条によって実力組織が暴走しないための明確な歯止めを設けた。政府も、集団的自衛権の行使や海外における武力の行使は、国際法

上保持はするが、憲法上許されないと解釈を長年一貫して積み上げてきた。

このような憲法規範の内容を、憲法改正の手續もとらずに、一内閣の憲法解釈の変更や法律の制定・改正によって改変することは、憲法を遵守すべき立場にある国务大臣や国会議員によってなしうることではない。しかも、その立法をしようとしている議会は、一票の格差に関して「違憲状態」ないし「違憲」なのであって、そのような不完全な議会によって、国の今後を左右するような、しかも国民の間でコンセンサスが形成されていない「集団的自衛権」の行使容認を行うことは、許されない。それは、国民の自由・生命・平和を、権力に縛りをかける憲法によって守ろうとする立憲主義に、真っ向から違反するものである。

3 国民主権の基本原則に反すること

日本国憲法改正は、第96条で、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で国会が発議し、国民投票でその過半数の賛成を必要とすることを規定した。ここに、憲法制定・改正に関する国民主権の内容が定められているのである。したがって、本来憲法の改正をしなければならないことを、閣議決定や法律の制定・改正によって行おうとすることは、憲法第96条に違背し、国民主権を侵害するものとしても許されない。

第2 集団的自衛権行使容認について

1 集団的自衛権行使が憲法違反であることについて

本閣議決定は、「①我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他の適当な手段がないときに、③必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきである」とした。

この集団的自衛権の行使容認は、日本が武力攻撃をされていないにもかかわらず、他国のために戦争をすることを意味し、戦争をしない平和国家としての日本の国の在り方を根本から変えるものである。憲法第9条第1項は、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」と規定する。他国Aから、別の他国Bに対する武力攻撃が発生するという事態は、国際紛争に該当し、そこで日本が武力行使をすることは、憲法第9条第1項に違反する。

仮に自衛隊が「我が国に対する武力攻撃が発生した場合」ではない場合に実力を行使する存在になると、その実力は憲法第9条第2項が保持を禁じている「戦力」であることを否定できない。また、自衛隊が国際法上集団的自衛権の行使となる実力行使をすると、それは憲法第9条第2項が否認している「交戦権」の行使となる。

憲法前文は、日本国民は「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」としている。集団的自衛権の行使容認は、この決意に反するものである。

集団的自衛権の行使は、憲法第9条の許容するところではなく、そのことはこれまでの政府の憲法解釈においても長年にわたって繰り返し確認されてきたことである。本閣議決定は、従来の政府の解釈を変更するものであり、従来の政府解釈との論理的整合性もない。8月革命ならぬ、2014年7月革命でもおきたと説明するのでなければ説明できないほど、この解釈変更は違憲であるといわざるをえない。

政府は、従来、集団的自衛権に関して、これを「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」と定義し、「我が国が、国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えている」（1981年5月29日政府答弁書）との解釈を一貫して貫いてきた。歴代の首相も、集団的自衛権行使は憲法上許されない旨明言しており、本閣議決定は、従来の政府解釈を変更するものであることは明らかである。

また、政府は、これまで、「自衛権の発動」の3要件として、①我が国に対する急迫不正の侵害があること、すなわち武力攻撃が発生したこと、②これを排除するために他の適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと、を示してきた。本閣議決定における新3要件は、従来の自衛権発動の3要件のう

ち、①を変更したことは明らかである。

さらに重要なことは、新3要件を満たすとされる「自衛の措置」には、国連の集団安全保障措置（軍事的措置）への参加も排除されていないことである。これは、従来の政府の憲法解釈でも許されないものとして、明らかに否定されてきたところである（1994年6月8日衆議院予算委員会内閣法制局長官答弁等）。ところが、この点は、2014年7月14日及び15日に衆議院・参議院の各予算委員会において行われた本閣議決定に関する国会集中審議（以下「国会集中審議」という。）での首相答弁等においても、新3要件が満たされる場合には集団安全保障への参加に制約はないことが明言されている。

我が国は、「自衛の措置」の名の下に、国連安保理決議により武力攻撃を行う多国籍軍と一緒に、相手国に対する武力の行使、すなわち戦闘を行うことになる。

2 新3要件の無限定性と危険性について

政府は、本閣議決定の「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」等の文言で集団的自衛権の行使を限定するものと説明しているが、これらの文言は極めて幅の広い不確定概念であり、限定性に欠けるものであって、時の政府の判断によって恣意的な解釈がされる危険性が極めて大きい。

本閣議決定の「我が国の存立が脅かされ」、「国民の権利が根底から覆される」、「明白な危険」があるかどうかというのは、抽象的な不確定概念であり、主観的な判断を許すものであって、極めて客観性に乏しい。本閣議決定は、海外における武力行使の禁止という憲法第9条の核心的内容を否定するものである。安倍首相は、従来からの「海外派兵は一般に許されない」という原則は変わらないと国会集中審議等で強調するが、上記のとおり、本閣議決定は、海外派兵が十分ありうることを示している。

また、国会集中審議における首相答弁によると、我が国の平和と安全を維持する上で日米同盟の存在、米軍の存在は死活的に重要だとして、集団的自衛権行使の対象になる。そうすると、米国自身が武力攻撃を受けた場合はもちろん、世界中に展開している米軍が武力攻撃の対象になった場合にも、日本は集団的自衛権を行使すべきことになる。その場合、米国からの支援要請を断ることが、時の政府にできるのかという困難な問題に直面する。

本閣議決定による集団的自衛権に基づく武力の行使のための自衛隊の出動についての国会の承認は、現行の防衛出動に関する手続と同様に、「原則として事前に」とされ、事後承認もありうるとされている。包括的な事前承認という手法がとられる危険性もある。客観的かつ明瞭な判断基準がないままでの、時の政府の判断ないし決断というのは、極めて危うい。いったん武力の行使がなされれば、武力の応酬、戦争へと突入することになる。事前に国会のチェックすら働かない事後承認の場合の危険性は、なおさらである。

第3 閣議決定に基づく国内法整備等（安全保障法案審議）について

本閣議決定に基づき提出された、防衛省設置法、国家安全保障会議設置法、自衛隊法のほか、周辺事態法等の法案は、日本国憲法及び、それに反した違法な閣議決定に基づいて行われたものであって、「上位法は下位法に優先する」原則に基づき、違法である。

先の憲法審査会においては、自民党や公明党も推薦した長谷部恭男教授（早稲田）、小林節教授（慶応）、笹田栄司教授（早稲田）（以上、順不同）3人の参考人すべてが「違憲」と明言しており、本閣議決定やそれに基づく国内法整備が違憲であることが明白になった。

第4 結論

以上のとおり、本閣議決定は、集団的自衛権の行使を容認し、海外での自衛隊の武器使用と後方支援の権限を拡大するものであり、これらによって、戦争をしない平和国家としての日本の国の在り方を根本から変えてしまうものであって、日本国憲法の立憲主義の基本理念並びに憲法第9条等の恒久平和主義及び国民主権の基本原理に違反し違憲であるので、本陳情の趣旨記載のとおり、これらに反対する旨、貴議会より意見書を提出願いたい。

陳情第 13 号

少人数学級の推進と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための
意見書提出について

- 1 提出者 鳥取県教職員組合
中部支部長 筏津孝行
- 2 受理年月日 平成 27 年 7 月 22 日

別紙のとおり陳情書の提出があった。

平成 27 年 8 月 31 日

倉吉市議会議長 由 田 隆

陳 情 書

2015 年 7 月 22 日

倉吉市議会議長
由田 隆 様

倉吉市福庭町1丁目167
鳥取県教職員組合
中部支部長 筏津孝行



少人数学級の推進と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、 2016年度政府予算に係る意見書採択の要請について

<陳情趣旨・理由>

35人以下学級について、小学校1年生、2年生と続いてきた35人以下学級の拡充が予算措置されていません。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかです。

社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応等も課題となっています。いじめ、不登校等生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことの解決にむけて、計画的な定数改善が必要です。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（データのある31カ国）の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。子どもや若者の学びを切れめなく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、2016年度政府予算編成において下記事項が実

現されるよう、地方自治法第 99 条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

記

1. 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD 諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30 人以下学級とすること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元すること。

資料 教育条件の国際比較 (OECD 図表で見る教育 2013 年版)

	1 学級当たりの児童生徒数
日本	小学校 28.0 人 中学校 33.0 人
OECD 平均	小学校 21.6 人 中学校 23.7 人

陳情第 14 号

小鴨小学校増築に伴う工事設計図（案）の変更と敷地の拡張について

- 1 提出者 小鴨地区振興協議会
会長 廣谷 啓一 ほか1名

- 2 受理年月日 平成27年 8月 5日

別紙のとおり陳情書の提出があった。

平成27年 8月31日

倉吉市議会議長 由 田 隆

平成27年8月5日

倉吉市議会議長 由田 隆 様

倉吉市中河原772番地6

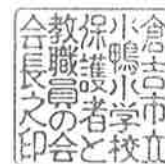
小鴨地区振興協議会

会 長 廣谷 啓

倉吉市中河原775番地1

小鴨小学校PTA

会 長 尾崎 宏之



小鴨小学校増築に伴う工事設計図(案)の変更と敷地の拡幅についての陳情書



現在の小鴨小学校校舎・敷地につきましては、貴職をはじめ関係機関・団体のご指導・ご尽力によりまして平成21年に新築いただいたところであります。

当時は、各学年50人、2学級300人を想定して建築いただきましたが、小鴨地区は風光明媚な上、市街地からも近く、また、地域高規格道路「倉吉～関金道路」の開通も控え、近年急速に宅地造成等が進み、若い世代が移住され、それらに伴い児童数が急激に増加し、現在では想定外の438名の児童（市推計によると平成30年時点での児童数とほぼ同数）が通学中であり、勿論、市内小学校では一番の大人数で、今後も増加することが必至であります。

このことにより、教育委員会では、平成28年度に増築工事を行う旨の説明があり、先般、小鴨地区の関係団体に対し、工事設計図（案）が示されたところであります。

説明会の席上でも、参加者から各種の意見・要望・提案があり、後日関係団体の役員でとりまとめ陳情する旨を約し説明会を閉じ、今般関係団体の役員会で協議し次のとおり陳情することといたしましたので、格別なるご理解ご協力を賜り、小鴨地区住民の要望を受け止めていただきますようお願いいたします。

【要望事項】

1 現行の設計図(案)の見直しと職員室の拡大

現行の設計図(案)では、片棟のみの増築で、明治時代建築された初期段階の校舎をイメージされてできた現校舎の優美な姿が失われます。

また、ただ、単に教室数を増やすだけの案であり、同一学年が同じフロアにすることによる児童への教育効果並びに今後、若手教職員が増える中、教職員の指導体制等の効果等が考慮されていません。

そして、前庭は無くなり、児童の登下校時に通路が混雑します。

さらに、学校教職員も増員となることから、職員室の拡大も不可欠であります。

現在の設計図(案)を見直し、同一学年が同じ階で学べるよう、職員室も拡大するよう設計変更をお願いします。



2 児童数増加に伴う校庭・駐車場等の学校敷地の拡大

現行の敷地面積は、児童数の規模に対して手狭であり、増築設計図(案)にも不具合が生じています。前庭はなくなり、児童の登下校時に通路が狭く混雑し、隣家とも接近し不都合です。

また、バス等の大型車の出入りにも不都合を生じるとともに、各種大会・行事・保護者参観日にも駐車場の不足を生じることは必然です。

そこで、幸いな事に、学校前の二つの家屋(約1,700㎡)の持ち主から適宜な価格で手放しても良いとの話も伺っています。

この際、「倉吉に愛着と誇りを持つ」倉吉・小嶋の子どもたちの小嶋教育振興のため禍根を残さないよう、二つの家屋を買収し学校敷地としていただきますようお願いいたします。

(資料参照)

陳情第 15 号

外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書提出について

- 1 提出者 小坪 慎也
- 2 受理年月日 平成27年 8月17日

別紙のとおり陳情書の提出があった。

平成27年 8月31日

倉吉市議会議長 由 田 隆

外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情

倉吉市 議会議長

陳情の要旨

- 1・国の制度の瑕疵により、担税力・生活実態にそぐわない形で課税の不公平が生じている。
- 2・厳格に徴税される日本人のみの世帯との格差が大きくワーキングプアの一因となっている。
- 3・厳しい地方財政を窮乏させていくため、国の制度を抜本的に改善すること必要がある。
- 4・地方都市が今後も存続していけるよう、若い世代が希望を持てるよう本意見書の採択を求める。

陳情の理由

国外に親族を持つ外国人、または外国人を配偶者とする者は、日本の扶養制度と無関係な国外扶養親族を日本人のみの世帯に比較し無尽蔵に申請できるため、簡単に非課税世帯となってしまう。これは国の制度の瑕疵であり、地方行政では対策ができない。よって、国に抜本的な制度改正を求めていく必要があるため、意見書の採択を求める。

外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書（案）

海外に親族のいる日本で働く外国人や外国人と結婚した日本人の扶養控除の状況について、扶養親族が多いために控除額が非常に多額となり、所得税が課税されていない人が多数存在しています。

会計検査院の調査によると、外国人と結婚した日本人や、海外に家族を残して日本で働いている外国人のうち、扶養控除の額が年間300万円以上の者の扶養控除の状況として、扶養家族の人数は平均で10.2人に上り、中には26人が扶養家族になっているケースもありました。扶養家族を年齢別で見ると、稼働年齢層である23歳から60歳未満の成人の占める割合が半数に上っていました。さらに、扶養する家族が多いために扶養控除の額が非常に多額となり結果的に所得税が課税されていない人が、調査対象の6割近くに上っています。

その上、重要な問題として、海外にいるために所在確認や所得の把握が難しく、日本国内に家族がいる場合と比べて扶養親族として確認が不十分、或いは実態としては不可能な現状にも関わらず認定がなされているという現状があります。多くの控除を認めた結果、所得税や住民税が生活実態にそぐわない形で軽減されるのみならず、課税額を算定基礎とする国民健康保険税や介護保険、保育料その他各種有償の行政サービス等へ影響を与えています。同じ仕事をして同額の賃金を受け取っている労働者であっても、国外扶養親族を多数申請できる者は優遇措置を受けることができ、そうでない者との間に大きな可処分所得の差が生じています。担税力を無視した状況を放置することは、国民の間に強い不公平感を与えることになりかねません。

国の制度として外国人の扶養控除の問題を放置し、扶養の実態と差異がある状態で所得税や住民税を課税されていない人が多数生じている現状を容認することは、地方公共団体の徴税権を侵すものとなりかねません。さらに非課税となることで制度上の優遇措置、大幅な減免を受けることができるため、地方公共団体は税込減と支出増という二重の財政負担を強いられています。

こうした問題点が多数存在することから、自治体職員に法定受託事務上の過負荷をかけるだけの国外扶養親族の証明の厳格化のみならず、国民を対象とした制度の本旨に立ち返り、また税負担の公平性を確保する観点から、児童手当こと旧称子ども手当と同様に国外扶養親族の原則廃止など、扶養控除制度の抜本的な見直しを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年8月9日 小坪 慎也

＜扶養控除の人数について、増減させたシミュレーション結果＞

シミュレート条件

家族構成：夫、妻、子1人（3歳児未満：扶養控除対象外）

年間所得：200万円（収入：311万5千円）

	日本人世帯	外国人世帯
市県民税	133,500円	0円
所得税	62,000円	0円
保育料	427,200円	108,000円
総額（年額）	622,700円	108,000円

所得税及び住民税シミュレーション

※1 日本人世帯：全員日本国籍であり、所得上、祖父母を扶養できないと仮定。

※2 外国人世帯：本人、もしくは配偶者であり、海外に居住する血縁者を簡便に扶養控除に入れることができると仮定。

※3 基礎控除、配偶者控除、扶養控除の3つの控除のみを所得控除として計算

（出典：行橋市議会 平成25年度12月定例会 一般事務に関する質問（質問者 小坪慎也）に対する執行部答弁より。）

非課税に至る敷居の低さ ～ 僅か4名の扶養控除

上記表の外国人世帯とは、妻を含め5名の扶養です。日本人世帯との差は僅か4名に過ぎず、外国人であれば簡単に非課税世帯にできます。異常とも言える多数の扶養をとっていなかったとしても、大きな格差を産んでいます。

若年ワーキングプア層における格差

「①日本人夫妻と子どもの場合」と「②夫若しくは妻が外国籍の場合」を比較して質問を行いました。同じ仕事、同じ収入（所得）で、同じ家族構成だったとしても、年間で51万4700円もの大きな差になります。所得が200万円の条件において、主だった制度のみの試算であっても所得の約4分の1にあたる50万円以上の差が出てきます。

シミュレートモデル外の状況 ～ 市議会では問えない領域

市議会における質問のため、市に特化して質問を行っています。国・県の他の減免処置を考慮するとこれ以上の格差となり月額5万円以上の差額が生じるものと考えられます。また子供の数が増加した場合の試算やワーキングプア状態で祖父母を実際に扶養した場合の可処分所得の格差は、これ以上に凄まじい格差になると考えられます。

高額所得者の場合 ～ 収入1000万円の場合

平成25年度9月議会においては高額所得者が「非課税世帯になるシミュレート」を問うたところ、収入1000万円の夫妻（配偶者控除あり）の場合の市県民税は、扶養0人：71万円、10人：38万6000円、20人：4500円、30人で税額0円（非課税）となることが執行部答弁よりわかりました。

税理士による当制度の悪用を助長するweb 広告が蔓延 ～ 違法行為ではない問題

違法行為ではないため、「外国人なら扶養控除で税金がこんなに安く！」という内容で、web 広告がすでに蔓延しております。30名の扶養控除を税務署に認めさせた実例を広告している税理士がいることを議会で指摘、一般的な手法となっていることは明らかです。本制度を利用していない外国人労働者は少数ではないでしょうか。

日本人女性への結婚差別 ～ 姻族3親等の問題

外国人と婚姻関係を結んだ場合のみ、税額控除において大きなアドバンテージを受けることができます。低所得者にあっては生活レベルが一変するレベルの控除、また高額所得を得る者にあっては異なる税制体系かのような控除を受けることが可能です。日本人女性が結婚において差別されているのと同義であることを議会で指摘しました。

恵まれない外国人がわからない ～ 高額所得者であっても非課税にカウントされる危険性

前述のように実際に30人の扶養をとった実績を誇る税理士がおり、また会計検査院でも26人も扶養をとっている外国人の存在が指摘されました。常に高額な所得があり、余裕のある生活を送っていたとしても、非課税世帯に分類されている可能性があり、本当に恵まれない外国人の実数把握が困難です。真に生活に困窮する外国人に対し、どの程度の人道上の手当てが必要なのか把握することができません。

日本人中小企業経営者への差別 ～ 中小企業の税制への悪影響

家族経営などで運営される企業の場合、経営者（もしくは配偶者）が外国人であった場合、同一条件の企業であれば日本人の中小企業のみが一方向的に敗退してしまう。人件費として処理し本制度を多用すると、日本人経営者に比較して多大な税制上のメリットが生じるためだ。特に、仕入れ原価が商品品質に多大な影響を与える飲食業界、例えば焼肉屋を例に挙げると、同じ商品代金を支払ったとしても原価に多くを割ける外国人経営の焼肉屋のほうが美味しくなる。

日本人の低賃金化 ～ ワーキングプアの量産

外国人のみは、生活のインシヤルコストが極めて低く、同一労働・同一賃金であっても日本人比で月額5万円近くも安く求職できることになる。よって製造業を始めとした、ある意味でのセーフティネット、日雇い労働等の単価が不当に押し下げられていく実態がある。不当に押し下げられた賃金により、厳格に徴税を受ける日本人のみはワーキングプアに転落してしまう要因となっている。

外国人労働者を安く使うための扶助に転用 ～ 大企業のみが利益をあげる

地方自治体の福祉予算を原資とし、賃金を押し下げするための生活扶助費に転用されている構図にある。各種セーフティネットにフリーライドできる外国人は生活できる、大企業も人件費を抑えることができる。しかし日本人の目線から見ると、賃金は不当に押し下げられるておりデフレ脱却を困難にする要因となる。

国の制度の瑕疵 ～ 地方自治体の徴税権の侵害及び福祉予算の圧迫

本問題は国税（確定申告）等に起因するものであり、地方自治体ではどうしようもない。国の制度の瑕疵であることは明白であり、実態調査のみならず直ちに国に改善を求める必要がある。

1 課税の適正の確保

課税の現場において、日本国民と在留外国人の格差、つまり不公平が顕著となっているため、その是正措置を求める。すなわち、現行の法令及びその運用主体たる政府並びに地方自治体において、制度上、予算上又は人員上の制約若しくは瑕疵により、結果的に在留外国人への過剰又は不適正な優遇状態が生じており、実質的に地方自治体の徴税権が侵害されている。

具体的には、市県民税及び国民健康保険税（料）の減免事由たる扶養控除制度等が悪用されていることによる課税の不公平の発生であり、その是正、つまり課税の適正化を確保するための制度的、予算的及び人員的な措置の実施を直ちに求める必要がある。

2 各種給付の適正の確保

前述の課税上の不公平が放置されてきたことにより、本来なら不支給又は支給停止とすべき事由の存する在留外国人にも、非課税世帯となることでその他の各種給付及び大幅な減免が実質的に無条件で支給され、政府及び地方自治体の財政を圧迫し続けている。その是正、つまり各種給付の適正化を確保するための制度的、予算的及び人員的な措置の実施を直ちに求める必要がある。

3 日本国民のワーキングプアの解消

前述の課税上の不公平及び各種給付上の不公平が放置されてきたことにより、国民、特に若年層は、在留外国人と比べ、徴税・給付の両面で不利益を受けている。具体的には、同一労働同一賃金であろうと、日本人のみの世帯と在留外国人を含む世帯では、徴税される額と給付を受ける額の差が年間数十万円あるいはそれ以上となり、可処分所得において大きな格差が生じている。

これは日本国民のワーキングプア現象の要因の一つであり、本制度を放置すれば①デフレの悪化、②少子化の促進、③地方自治体の衰退、④地方財政のさらなる悪化、⑤職業技術の途絶、⑥景気後退、⑦外国排斥気運の激化といった負の連鎖を生じるのは明白であり直ちに改善を求める必要がある。

国の制度の瑕疵により、地方自治体の予算を原資として外国人の生活扶助を行っている構図にあり、結果として労働単価を不当に押し下げてしまっている。困窮者を救うためのセーフティネットが日本人イジメの原資として運用されている実態にある。各種減免処置に容易にフリーライドできる外国人と異なり、厳格に納税せざるを得ない日本人のみは生活に困窮していく結果となり、デフレ脱却を困難にしてしまうのみならず、少子化にも大きな悪影響を及ぼし、特に地方における若者を困窮させることは明白である。

会計検査院により本問題が明かされた今こそ、地方行政より国政に声を届けることで、不公平な制度の改善を行うことが強く求められる。

